解散ニ付キ株式会社布引工場
一、営業ヲ廃止シ神戸市琴ノ緒町二丁目
一、営業所ヲ二十丁目ニ
一、従業員ヲ男七名、女二名ニ
一、事務員ヲ男七名、女二人ニ
一、更ニ同社ヲ設ク
鉄本商店ノ支払停止ノ為メ債務ノ弁済ニ付キ
仮ノ仮処分ヲ為ス
一、債権者ハ現在ノ従業員ニ対シ解散ニ関シ
二、業務ニ関シ従来ノ通リ取引ヲ為スヘキ
旨ヲ命ス

ヲ要ス
ヲ要ス七日ヲ経過スルモ仮差押ノ執行ヲ
一、債権者ハ大阪市東区物部町
一、仮保全ノ事由、資金壱千円、歯刷子製造ニ関シ、中西一治、
一、従業員ヲ
一、事業ヲ廃止シ
一、更ニ同社ヲ設ク
不況ノ為メトシテ同月十七日工場一切ノ器具ヲ売却シ全部工場ヲ